

残された課題への対応

中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会とエアゾール業界は、残された課題については次のように対応することとする。

- 1．残留缶の取扱いについては、今回合意された関係者の取り組みを実施した後、エアゾール缶等の排出状況を踏まえて必要な対策を検討していく。
- 2．輸入エアゾール缶対策については引き続き協議していく。
- 3．消費者（住民）に対するエアゾール缶等の出し方の周知については、平成19年4月の前後を予定しているため、遅くとも平成18年9月頃までに具体的な実施内容等（費用負担を含む。）の協議を整えておく。
- 4．エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルを推進していくうえで必要な調査（試行的に譲与する簡易処理機の運用に係る調査、簡易処理機の譲与希望調査及び中身排出機構の使用実態等の効果検証に係る調査）に関しては、平成17年度末までに実施スケジュールの調整、関係者の役割分担等実施に必要な具体的内容を協議していく。